

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	特別児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北区教育委員会は、特別児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北区教育委員会

公表日

令和3年11月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令その他関係法令に基づき、特別児童扶養手当に関する事務を行う。 上記法令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 受給資格及び手当額の認定請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 2. 特別児童扶養手当証書に関する事務 3. 未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 4. 手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 5. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第35条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務(特別児童扶養手当に係るものに限る。) 6. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第3条の届出の受理、その届出の事実に係る審査又はその届出の応答に関する事務 7. 上記1～6についての請求・届出の東京都への進達事務 8. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会及び提供を行う。
③システムの名称	総合福祉システム、北区共通基盤システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
特別児童扶養手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法 第9条第1項 別表第一の46の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第37条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【情報照会の根拠】 66の項 【情報提供の根拠】 16、19、26、30、56の2、57、87、116の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報照会の根拠】 第37条 【情報提供の根拠】 第12、19、30、31、44条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	北区教育委員会事務局子ども未来部子ども未来課
②所属長の役職名	子ども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 北区役所総務部総務課文書係(第一庁舎3階3番) 03-3908-8624
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 北区教育委員会事務局子ども未来部子ども未来課子育て給付係(第一庁舎2階6番) 03-3908-9096

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年9月17日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年9月17日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月27日	I 関連情報 5 評価実施期間における担当部署 ①部署	教育委員会事務局教育政策課	北区教育委員会事務局子ども未来部子ども未来課	事後	
平成28年12月27日	I 関連情報 5 評価実施期間における担当部署 ②所属長	教育政策課長 登利谷 昭昌	子ども未来課長事務取扱子ども未来部参事 中嶋 稔	事後	
平成28年12月27日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	平成27年5月22日 時点	平成28年9月29日 時点	事後	
平成28年12月27日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年5月22日 時点	平成28年9月29日 時点	事後	
平成29年12月27日	I 関連情報 5 評価実施期間における担当部署 ②所属長	子ども未来課長事務取扱子ども未来部参事 中嶋 稔	子ども未来課長 銭場 多喜夫	事後	
平成29年12月27日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年9月29日 時点	平成29年10月30日 時点	事後	
平成29年12月27日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年9月29日 時点	平成29年10月30日 時点	事後	
平成31年3月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子ども未来課長 銭場 多喜夫	子ども未来課長	事後	
平成31年3月20日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 窓口番号	(第1庁舎2階17番)	(第1庁舎2階6番)	事後	
平成31年3月20日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年10月30日 時点	平成30年11月30日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月20日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年10月30日 時点	平成30年11月30日 時点	事後	
令和1年11月20日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年11月30日 時点	令和1年9月17日 時点	事後	
令和1年11月20日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年11月30日 時点	令和1年9月17日 時点	事後	
令和2年10月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年9月17日 時点	令和2年9月7日 時点	事後	
令和2年10月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年9月17日 時点	令和2年9月7日 時点	事後	
令和3年11月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年9月7日 時点	令和3年9月17日 時点	事後	
令和3年11月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年9月7日 時点	令和3年9月17日 時点	事後	
令和3年11月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【情報照会の根拠】 66の項 【情報提供の根拠】 16、19、26、30、56の2、57、87、116の項	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【情報照会の根拠】 66の項 【情報提供の根拠】 16、19、26、30、56の2、57、87、116の項	事後	法改正に伴う形式的な変更